

総務大臣による独立行政法人の目標・評価の指針の策定について(概要)

➤ 目標・評価の指針の策定

- 平成26年9月2日、総務大臣は、第186回国会で成立した独立行政法人通則法改正法の規定に基づき、目標・評価に関する政府統一的な「指針」として、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を決定し、各府省に通知。
- これまで、目標設定・評価に関して政府統一的な指針が存在せず、法人のミッションが不明確、目標が抽象的、評価基準に統一性を欠くこと等により、目標管理が不十分、評価結果が国民に分かりにくい等の問題があったところ、こうした問題を是正。
- 指針のうち、研究開発業務に係る部分については、総合科学技術・イノベーション会議が作成した案を反映。

➤ 目標・評価の指針のポイント

- 目標策定の指針のポイント
 - ・目標は原則定量的(例:「研修を年間〇回実施」)なものとし、できる限りアウトカム(法人の活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響・効果。例:「〇〇技術の研究により〇〇の商用化に寄与」)に着目して設定
 - ・事業等のまとまり(病院、研究所、事業部等)を単位として目標を設定
 - ・研究開発業務については、目標策定時に、国際的観点等多様な観点から評価するための評価軸を設定
- 評価に関する指針のポイント
 - ・評語(S、A、B、C、Dとし、Bを標準とする。)、評価基準(例:定量的指標において目標値の100%～120%を達成した場合にB評定とする。)、評価様式を統一
 - ・コストパフォーマンスの評価に資するため、目標の設定単位ごとにアウトプット情報(事業実施状況等)とインプット情報(予算の投入状況等)を対比した評価書を作成
 - ・S評定の場合には予算要求において法人の事業経費に重点的に配分する一方、D評定の場合には組織や業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるなど、評価結果に応じた主務大臣の取るべき措置を明確化



- 両指針により、主務大臣の下でのPDCAサイクルが機能し、独立行政法人がより効果的かつ効率的に国民にサービスを提供することが可能。